

内山真龍『出雲風土記解』（田中氏本）翻刻（一）

—卷首・意宇郡（総記・郷・里・駅・神戸）—

近藤左知子

はじめに

現在、『出雲國風土記』の本文の諸写本に関する研究は進んでいるが、近世に盛んに著された注釈書の研究はいまひとつ進んでいないのが現状である。注釈書の研究は当時の人々がどのようなルートで風土記を入手し、どう解釈したのかを知る重要な手がかりとなる。『出雲國風土記』を対象とした主要な注釈書に岸崎時照が著した『出雲風土記抄』と、内山真龍の上・中・下の三巻からなる『出雲風土記解』⁽¹⁾があげられる。前者についてはすでに大日方克己氏による研究があるが、後者についてはまとまった研究が少なく、なおも検討の余地がある。そのおもな理由の一つに、基礎的データの欠如がある。平成二十八年（二〇一六）に横山家甲本と呼ばれる『出雲風土記解』の翻刻が出版されたが⁽²⁾、写真版の文字が不鮮明で解読できないという理由で翻刻を省略された箇所や、註や付箋・朱筆部分を翻刻していない箇所が多数存在し、決して十分な成果とは言い難い。また、翻刻者が本文中のルビや小字を意図的に本文に挿入したり、引用史料を私に訓読したものと翻刻として起こしていることから、原文の体裁を著しく損なっており、基礎資料として利用しづらいことが問題点として指摘できる。そして、当該文献は発行部数が少ないので、一般に入手しづらく、研究に活用することが困難という問題もある。

内山真龍『出雲風土記解』（田中氏本）翻刻（一）
—卷首・意宇郡（総記・郷・里・駅・神戸）—

そこでこのたび既に公表されている横山家甲本とは別本の、伊藤剣氏所蔵の『出雲風土記解』⁽³⁾の全文翻刻を試みた。前に述べた問題点に留意しつつ、

なるべく原文の体裁に沿うように翻刻を行った。紙幅の関係で一度に全文を掲載することがかなわないため、本稿では上巻のうち、卷首・意宇郡の総記・郷・里・駅・神戸までの翻刻の成果を公表し、『出雲國風土記』および『出雲風土記解』の研究の利用者の便に供することを目的とする。

末筆ながら、この翻刻にあたり資料の提供と翻刻を快諾していただいた伊藤剣氏に深く謝意を表したい。

【凡例】 本稿の翻刻について

一、本稿は伊藤剣氏所蔵の内山真龍『出雲風土記解』（田中氏本）の全文翻刻である。

一、風土記の本文は太字ゴシック体、解本文は明朝体とした。

一、頭註は注釈対象が明確にわかるものについては下に、決しがたい・不明なものには行頭に*印を附し、解本文の後に*印を附し五字下げで記した。

一、分註はなるべく原文の体裁を維持し、さらに分註となる場合は「」で括った。

一、朱筆部分は「」で括った。

一、ルビは原文を尊重した。

一、付箋は対象が明確にわかるものは下に※印を附し、解本文の後に※に続けて五字下げで記した。

一、読者の便宜を考慮し、句詠点および中黒を私に施した。なお、当初から挿入さ

れていた句読点についてはこれを尊重した。

一、異体字などの表記は原文を尊重した。その範囲はJIS第四水準までとする。

この範囲外の異体字については常用漢字に改めた（不必要的作字は行わない）。

一、大まかな体裁は原典に従つた（例、挿入符や風土記本文を他本によって補つて

いる文字を□で囲んでいる点、解本文に○印を使用している点など）。本来割

書で記されている解本文を大字にしたため、改行位置は原文によらない。

一、返り点は原文を尊重した。ただし欠けている箇所については補つた（例、二点のみあり一点を脱している箇所など）。原文が返り点を附していない場合はこれに従つた）。

一、明らかな間違いは原文のままに翻刻し、ルビにて（ママ）を施した。

一、出雲國圖・古事記系圖・風土記神號ならびに各郡図は名称のみ翻刻し、図は省略した。

出雲風土記解 上巻

凡例

一 圖國郡道路者、依_レ風土記之度

一 古度者、依_レ令曰五尺_ヲ爲_レ步。三百歩爲_レ里一尺二寸爲_レ大尺一尺一度地用_{ト云}_{上レ}

大

一 今度者、銅尺六尺爲_レ步。六十步爲_レ町。三十町爲_レ里。凡大五尺與銅六尺合_{カナフ}

一 文字補者○之傍活_レ字。謬衍者圈之下加註

一 地名傳記者訓讀。如里數丈尺者音讀

一 草字畧字者、依_レ前不_レ改

出雲國圖（省略）

古事記系図（省略）

風土記神號（省略）

出雲風土記解 遠江國內山眞龍撰

出雲ハ夜久母多都の詔に依て閏號となる。風ハ國風、土ハ土地。職員令義解云、土地水泉氣謂「之風」。

國之大體首震尾坤。東南山西北屬海 山西一本宮に誤。○震ハ東に當る。凡意宇郡母理ノ郷を國の首とす。坤ハ西南に當る。飯石郡來嶋郷を尾とす。○東南山

とハ母里ノ郷ハ山ニ屬シ、手間山・長江山等東に從て伯耆國境なり。南ハ仁多・飯石・大原三郡ハ山野之中也と大原郡の通道に記。鳥上・室原・御坂・琴引等の山、南方備後國境也。西北屬海とは國の大體を謂ふ。御崎山西北にさし出で、其南西ハ出雲・神門二郡の大河、伊奈佐の濱也。其北浦ハ宇龍濱也。楯縫・秋鹿・嶋根・出雲・神門五郡^ヘ並大海之南也と神門郡の通道に記ス。さて西方石見國境に、佐比賣山・多支山等あり。

* 【是香云、イ本トテ書入タルハ己ガ校本也。】

東_西_{一本宮ニテアリ}○一百_{アセキ} 卅_{ミナミ} 七里一十九步 西字南北に對して補。○東ハ伯耆ノ國境、

手間剗を道のくちとし、西ハ石見國境多枳々山の剗を道の後とす。道程ハ記中互に誤て能合へる所なし。されど駅路の道程ハ諸本共に同。此程惣_{レバ}一百卅九里一百歩也。今考るに東西直道凡今道升一里と出雲人三省ハ云り。

南北一百八十三里一百九十三歩 步字例に依て補。三里ハ誤。通度一里合。凡今

道升五里半六十分之十三はかり。○南ハ飯石郡來嶋ノ郷赤穴村を限、西南の通路備後國三次郡横谷村へ通。尔の境より意宇郡玉作ノ街ニ至て一百四十七里二百五十七歩ノ中升五歩、斐伊川の渡也。玉作ノ街より國廳十字街に至て一十九里、正西道也。是を除て北方千酌ノ駅に至て凡卅四里二百歩計。惣て南北の程とす。國廳より度ハ國の南境に至る程一百六十六里一百五十七歩なり。通度合。○枉北道九十九里一百一十歩と有ベし。通度に此文字あり。一百歩 九十九里百

テ補べし。枉北道ハ十字街より北西に廻り、鳩根・秋鹿・楯縫を経て出雲の郡家へ通。郡家の東辺正西道に合。○東南道三字闕。

七十三里 卅二歩 東

南道ノ三字ハ通度の文に出。○凡今通十里五町餘、通度、文字誤など有て合かたし。是ハ大原の郡家より東南に行道、仁多郡通道に伯耆國阿志尾縁ノ山、并に備後國惠宗郡に通と記。

得而難可誤 以上五字の上下文闕て依処なし。蓋裏書歟。

老*細思枝葉裁^(マ)定詞源^(マ)亦山野演浦之處、鳥獸之棲、魚貝海棠之類^(タケイ)、良繁多^(オ)。

悉不陳然不^レ獲^レ止粗舉^ニ梗槧^(ハシ)以成^(マ)記趣^(マ)* 以上四十四字、是ハ郡郷の名、其詞源を記。又山野演浦に所在物まで裁て風土記の趣をなすと云事を先こゝにいふ言葉なり。老子上下に字闕^ルか。

*【老子本作差】

*百樹按、趣字一古本起トカケリ。【是香云、予ガ校本ハ趣トアリ。】

所以號出雲者、八束水臣津野命詔、八雲立詔^(タツノミコトヤクモ)之。故云八雲立出雲※。

古事記曰、須佐之男命降^ニ出雲國之肥^(上河上在鳥髮ノ地)。又曰、茲大神初作^ニ須賀宮^ノ之時、自^ニ其地^ニ雲立^ノ騰^(ノボリキ)。尔作御歌其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁、と云歌を臣津野命の詔賜へる故に八雲立出雲^(ナゾク)と號^ト也。○八雲の八ハヤツの心にハあらず。歌謡柏子の發ル声也。イヤの約りたるなり。出雲ハいづるくも也。歌ノ意ハ雲の立

のぼりて垣の如く立ちたるを詠給ふと宣長の云けるハさる事也。○八束水臣津野命の御名の意ハ、八束ハ弥束^(イサカ)にて、八束劍を云。水ハ身の假字。劍の實を、ミ共ヒ共云ハ古語なり。玉峰のみちハ鉢の身とうけ、佐比持ノ神ハ紐小刀^(ヒモヲカタナ)を著たる故の名也。劍に依ル御名にて、八束の身の大身主てふこと、おもハる。さて大身をオミと斗も云ハ、古事記に「言主ノ大神を宇都志意美」と書たる例、命ハ御言也。おミつぬの命ハすさのをの命の亦名かと思ひまとひやすし。別神なる事ハ古事記曰、すさのをの命の御末深淵之水夜禮花ノ神子、淤美豆奴ノ神

と有効によりある御名の事は下にいふ。

※吾友長谷川管緒^(ハセガワ)云、八雲立出雲^(マ)五字、諸本別条トス。シカレバ此間ニ

神歌ノアリツルヲ脱セシカト云リ。予ガモタル^(モタル)—古本モ云ヘル。カシイ

カサマニモ考ヘキコトナラム。【是香按、予ガ校本ハ別条ナラズ】

合神社參^(ハセガワ)百玖拾玖^(カイイキ)所 意宇郡安来郷ノ文、猪麻呂^(カミロ)か禱^(カミロ)詞曰、當國ニ靜坐三百

九十九社とあるに合^フ。壹貳の數字ハ大字書の古例なり。公式令^(ミサニ)三十云、有レ數者為^ニ大字^ニとあり。

*【是香按、イ本數字一十百ノ字ニテカケリ。已下皆同ジ。】

壹百捌拾肆所^(ハチ百八十)。在^(神)神祇ハ令義解云、天神曰^レ神、地神曰^レ祇とあれど、共に加微と訓す。官ハ祭所のつかさ也。意宇四十八社、鳩根十四社、楯縫九社、

秋鹿十社、大原十三社、出雲五十八社、神門廿五社、飯石五社、仁多二社。式ハ此外^ニ三社有り。

貳百壹拾伍所^(ハツ百一十五)。不在^(神)祇官^(カミガウ)。

意宇十九社、島根三十五社、秋鹿十六社、楯縫十九社、仁多八社、出雲六十四社、神門十二社、飯石十五社、大原十六社也。惣るに拾餘社落文あり。○不在神祇官とは官帳に不入社にて、所謂式外なり。大社・小社の儀にはあらぬ事、古語拾遺に見えたり。

玖郡鄉陸拾壹。里^(ナメ)七十九。

郡ハ古の縣也。國郡を分させ給ふハ、成務・仁徳の御代にて、紀曰、成務天皇四年詔曰、自今以後國郡^ニ立^レ長邑縣^ニ置^レ首^(ヲ)。又五年に、隔^ニ山河^ニ而分^ニ國縣^ニ。隨^ニ阡陌^ニ以定^ニ邑里^ニ云云。此時ハ凡の定也。類聚國史十九卷に難波朝廷始^テ置^ニ諸郡^ニと見ゆ。^(孝德天皇二年なり)國も定れる数なくて、狹田ノ國・闇見國など云つ。されど國造本記には惣任^(ハシ)國造^(カミロ)一百四十四國。出雲國造以^ニ天穗日命十一世孫宇迦都久怒^(ハシ)定^ニ賜國造^(カミロ)と見え、惣國^(ハシ)都の頃もよく定まざりけむ。天武紀に、定^ニ諸國^(ハシ)又進圖など見えたり。其後^(孝謙天皇)天平勝寶五年の頃ハ、六

十二國計なり。又其後も國わけ有て、倭名鈔に載れる所六十六國にて、郡ハ五百九十八郡計也。今ハ六百卅七郡計とぞ。出雲国は九郡なるを、後に意宇・仁多を分ちて野城郡を置て、延喜式・倭名鈔には十郡也。戸令曰、凡郡以升里以下十六里以上為「大郡」。十二里以上為「上郡」。八里以上為「中郡」。四里以上為下郡。二里以上為「小郡」云々。式にハ「凡郡」不得千戸とも見えたり。○郷ハ今の里に當る。戸令曰、以五十戸為「里」とあれば、郷一に里二は百戸。里三ハ百五十戸也。○郷六十一を今数るに、宍道駅を郷にも入て六十二郷有り。倭名鈔は七十八郷あり。

餘戸肆驛家陸神戸漆。

餘戸ハ譬バ六十戸あらむ所、五十戸を里として、十戸をアマリの里とす。肆ハ意宇・嶋根・楯縫・神門に各一里あり。○驛家ハ廄牧令曰、凡諸道須レ置レ駅者、每三十里置二駅。若地勢阻險及無水草處、隨便安置とあり。出雲国東西凡一百四十里に五駅、隱岐の道凡三十里に一駅、惣て六駅。出雲は小路にて一駅に馬五疋の定。式兵部省云、出雲國駅馬、野城・黒田・宍道・狹結・多岐・千酌各五疋云々。駅田二町の例。○神戸ハ神祇令曰、凡神戸調庸及田租者、並充造神宮及供神調度云々。祝詞式忌^大に、御刀代と云是なり。戸ハ竈也。

漆ハ七所。意宇に參、秋鹿に壹、楯縫に壹、出雲に壹、神門に壹。○里ハ一十ニにて合。

意宇郡。郷壹拾。 里三 餘戸壹驛家參神戸參。六 郷壹拾ヲ一本壹拾壹と有ハ、六道ノ駅を郷に入るなり。此記ハ拾郷合。里三十八郷別に里三、神戸にハ各一。

嶋根郡。郷捌。 里升 餘戸壹驛家壹

郷里麥、餘戸里壹

秋鹿郡。郷肆。里一 神戸壹里。里一と有べきを諸本落文か。

楯縫郡。郷肆。里一 餘戸壹。神戸壹里。里二ハ一本ニ依^テ補。

出雲郡。郷捌。里升 神戸壹里。里升三ハ郷七に各里三。郷一に里一。

神門郡。郷捌。里十 餘戸壹。驛家貳。神戸壹里 里升二ハ郷六に各里三。郷二に各里二。神戸里の下に一ノ字落文。

飯石郡。郷漆。里十九 里一十九ハ郷五に各里三。郷二に各里一。

仁多郡。郷肆。里十二 里一十二ハ郷別里三。

大原郡。郷捌。里升四 里升四、郷別里三。

右件郷字者、依靈龜元年式^ニ改里^ヲ爲郷。其郷名字者、被神龜三年民部省口宣^ニ改之。

靈龜ハ續日本紀云、和銅八年、左京人高田首久比麻呂、獻靈龜。元正天皇即位し給ひて靈龜元年と改められ、神龜ハ同紀云、養老七年左京人紀家、白龜を獻によりて、年号を改められ、聖武天皇即位し給ふ。さて靈龜元年の式及び神龜三年の口宣の事は紀にもれて、其より以前元明天皇和銅六年の紀に、畿内七道諸國郡郷名著^{ニヨ}好字^ヲと見え、又曰、其郡内^ニ所^レ生、銀銅彩色、草木禽獸魚虫等物、具錄^ニ色目及土地^ノ沃墳、山川源野名号所由^ヲ。又古老相傳舊聞異事^ハ載^ニ于史籍^ニ言上^{セヨ}とあれバ、これぞ諸國風土記のおほせことはじめなりける。

意宇郡。

合郡壹拾壹。里升 餘戸壹。驛家參。神戸參。落文

拾ト壹ハ目録と合ハず。此類多シ。里升と有本ハ誤なり。里六の字ハ、一本と出雲郡神戸の例に依て補。又黒田駅を天平ノ頃、意宇川の辺に移。今阿太加夜の地か。

母里郷。本字文理。

屋代郷。今依前用。

楯縫郷。今依前用。

安来郷。今依前用。

山國郷。 今依前用。
飯梨郷。 本字云成。
舍人郷。 今依前用。
大草郷。 今依前用。
山代郷。 今依前用。
拝志郷。 本字林。
完道郷。 今依前用。
以上壹拾郷別里參。
サトコトニサザト

忌部神戸。

* 【是香按、イ本完道ノ次「餘戸」入タリ。】

餘戸里。
野城驛家。
黒田驛家。
完道驛家。
出雲神戸※。

* 【是香按、イ本完道ノ次「餘戸」入タリ。】

今依前用。

上文大草ハ改字にて、佐草なるべし。本文佐草曰古命坐故地名に負。○宍道駅の名なり。後に郷と成て加へたるか。目録の一拾郷にもかなはず。完ハ宍也。今ハ古本の字形を写して改めず。駅路に一所客宗あり。○黒田駅家なき本も有り。

亦持引綱者蘭之長*演是也。

* 千楯云、去豆乃打絶、乃ノ字ハ打ノ重リテ又誤レル也。

* 【自「去豆」乃云、イ本打作「折」】

* 【解云、上件ノ文、イミジク古クシテ、聞エカタキフシヽ多カルヲ、

今ノ本文字ノ誤サヘ多クシテ、イヨノサトリカタキトコロノアルヲ、

今コレカレノ本トモヲ見クラベテ、シヒテ解ル。】

意宇ハ郡名意惠と同。下文意惠のところにいふ。○八束水臣津野命ハ、弥束劍の身の大身主てふ事上に云如し。国引坐し事ハ、出雲郡杵築郷の傳にも出。此神の御子ハ赤食伊努急保須美比古佐和氣命と伊努郷の傳に出。古事記に、須佐乃男命四世孫淤美豆奴神。御子冬衣神と有。書紀には菖根神と記。須佐之男命の草薙ノ劍を五世孫天之音根神を遣て、天に奉らせ給事と書紀に見えたり。此劍を淤美豆奴ノ命の持傳給ひしを、御子冬衣神によざし給ひて、天に奉らせ給ふか。二神共に劍による御名也。さて、国引給ひし神の御事を思ふに、八雲立の御歌を詠給ふも、新羅へ渡り給ふも、劍の天身を持給ふも、須佐乃男命なれば、國引給ひしハ此神にて、臣津野ハ亦の御名ならむと思へど、さにはあらず。別神なり。

* 【古文解云、引座ハ座字、座ト畫。スナハチ此文ニ見エタル如ク他国ノ余リア

ルトコロヲ裂モ取リキ寄セ來テ、出雲國ノ足ザル所ヲ足シテ造リヲヘタマヘルコト也。此功ニヨリテ、此神ヲカク称ヘ申ス也。大口主神ヲ、天

下造ラシ、大神ト申スカ如シ。】

* 【解云、八束水臣津野命ハ、古事記ニ淤美豆奴神ト見エテ、須佐之男大神ノ四世ノ御孫ニテ、深淵之水夜礼花神ノ御子ニテ、大口主神ノ御祖父神ナリ。此風土記ノ中ニモトコロノ見エタマヘリ。】

○八雲立ハ、雲の立のぼるを云。上に註。○狹布之稚国ハ、佐奴乃乃和加具尔と訓べし。宣長云、國のいまたなりかたまして稚く又狹きを、狹布に警て云事也。狹布は織巾のせまきを云。陸奥のくにのはそ布などのたぐひなり。下文に初国ハサククレリ小所作と云り。紀一書云、古^ヘ国稚地之時と有ル稚国に因。

* 【解云、堆字ハ写シ誤リナルベシ。遠江口人内山真龍、此風土記ノ注ヲ作リテ、稚字ナリトイヘリ。狹布ヨリノツゞキハイカヂナレドモ、スベテニカケテ稚口トハ云ベキ事也。古事記・書記、口稚トアレバヨシアリテオホユ。】

○初国小所作ハ波都久爾波佐久都久礼利と訓。物の初ハ小き理なり。二柱の大神嶋を生給ふ始ハ小嶋を生て、後に大倭豈秋津島を生給ふに同じ。さて其サクツク小作れるを廣計給ハむとて、遠き國の餘り有而を引來て出雲國に付給ふなり。(原文ママ)

* 【解云、初口小所作トハ、伊邪那岐・伊邪那美二柱大神ノ初生成シタマヘル時ニ小サク作リタマヘリト也。ソノカミコノ出雲口ハ、北方足ハズシテ狹布ノ如ク、狹キ細キナリケム。カタイマダ成リト、ノハザルヲモテ、稚口トハノタマヘルナルベシ。】

○楮衾ハ志羅紀とつゞくる冠辞也。仲哀紀云、楮衾新羅國云云。すせりひめの哥に、多久豆怒能斯路岐ともつゞけ、播磨風土記にハ、白袴新羅と志たり。楮の木ハ倭名云、杜仲、一名ハ木綿。遠江國の山中人ハ、木ホホヅキと云。其實酸醤キソキに似たればなり。其皮を紙に為るに穀と同じく白し。万葉集相模歌に、和乎可雞夜麻能可頭乃木と詠る木なり。

* 【解云、将作縫トハ足ラザルトコロヲ足シテ、縫合セテ廣ク作リナサムト也。】

* 【解云、志羅紀乃三崎ハ、トアルハ誤リナリ。新羅口ノ地ノ、東南方ノ海ヘツキ出タル御崎ナリ。】

○童女胸鉗ハ乎止米乃牟奈須支と訓。宣長云、鉗の直く廣きを云。万葉集に胸別之廣^{ムナワケノヒキワキモ}吾妹と云て、胸の廣きを称れバ、處女の胸の廣き如くひろく平に直き鉗と云事ならむ。又接、ウナとムナと通ヘハ、故鉗か式^{クナ}大殿祭の詞にハ齋鉗とあり。

* 【解云、口ノ餘有耶云云ハカノ御崎ヲ、口ノ余リテ、廣キ地アリヤト、尋ね見レバ余ルトコロアリトナリ。】

* 【解云、童女胸鉗ハ鉗ノ形ノ美女ノ胸ノ如ク廣ク直ク平ラカナルヲ云ナルベシ。万葉九^ミ、女ノ形ヨキヲホメテ胸別之廣吾妹トアルモ、胸ノ直

ク平ラカナルヲ云リ、ト聞ユレバナリ。】

○大魚ハ鮪^{シビ}・鯨^{クシラ}の類。支太ハ腮也^{アキナ}。古事記云、意布袁余志斯毘^{オフヲヨシシヒツク}毘^{ツク}都久阿麻^{クマ}。宣長云、大魚を捕に口をつくなり。支太ハアギトのアを畧。大魚の腮を衝如くにつくと云。文意ハ、命の鉗をとらして新羅の埼を衝^{ブキホアリ}屠^{スル}分給ふ也。

* 【解云、大魚之支太衝別而トハ、大魚ハ鮪類ナリ。支太ハ腮ナルベシ。】

阿ヲ略キ登ト太ト通ジテ、支太トモ云ケム。サテ腮ハツネハ支ヲ濁リ登ヲ清テ云トモ、モトハ支ヲ清、登ヲ濁リテゾ云ケム。サテ漁人ニ聞ニ大魚ヲ捕ニハ其喉ヲネラヒテ衝テトルト云ヘリ。サレバ衝ト云ハム。序ニ大魚ノ腮トハ云ナルベシ。腮ハ口ノワキナレバ、イサ、カ違ヘルカ如クナレドモ、喉ハ口ノ奥ナレバ、外ヨリ衝トコロヲバ、サモイフベキナリ。サテ衝別トハ、カノ国ノ余レル所ヲ、鉗ヲ衝イレテ分取ヲイフ。】

* 【解云、波多須々支ハ、穗トイワム序ナリ。】

* 【解云、穗振別ハ層分ナリ。獸ノ肉ナドヲ切分ツヲ、層ルトイフト同ジ言ニテ、古事記崇神天皇段ニ、斬波布堺其ノ軍士トアルモ同ジ。カノ余レル地ヲ鉗モテ切分ルヲ云ナリ。】

* 【解云、三身綱之綱、身字ハ誤ナルベシ。真龍ハ舟ノ誤トシテ、皆然改メタレド、イカゞ。万葉四^ミ、三相^{ミヤヒ}ニ槎流綿トアルハ、ニスヂヲヨリ合

セタルウヘニ、今一筋ヲヨリ合セタルニテ、ツヨキ糸ナリ。書紀考徳ノ
卷ニ、三絞之綱トアルモ然ナリ。故思フニ、身ハ自ノ誤ニテ、三榣ノ綱
カ。又會ノ誤ニテ三合ニテモアルベシ。】

*【解云、打挂ハカノ屠分ケタル地ヘ、打カケテ海上ヲ引ヨスルナリ。】

○黒葛ハくるといはむ為の冠辞なり。紀一書云、投_二黒鬱_一此即化_二成蒲陶_一。倭名に、紫葛・蒲葛、共に衣比加豆良と訓。式の民部式にハ、黒葛を都々良と訓。さて出雲と備後の境に塩味葛あり。仁多郡の山に註黒葛をエヒカヅラと訓へし。

*【解云、霜黒葛ハ黒葛ノ一種ノ名カ。ハタ霜ノオキタル、ツ、ラヲイヘルカ。サダカナラズ。】

○闇々耶々の闇を、聞、又間等の字を書。諸本異なれば定かたし。東方呂大人ハ、闇を正字として、クル、の義にとりて訓みたり。聞ハ誤字、間ハ闊(マダ)を畧か。字彙に晚也とも註したれバ、クルの訓ちかし。今は東方呂の訓に隨ひ葛カツラをくるとよみつゞく。耶はヨの轉にて喚出す言葉也。万葉集中、籠カタモ、もよ。我ハもよなどのヨに同じ。○河船ハ下の由々良々までかゝる詞なり。

*【解云、間々耶々尔ハ、誤字ナルヘシ。間モ耶モ此書ノ中ニ假字ニ用ヒタル例ナシ。コハイト心得カタキヲ、強テコ、ロミニイハゞ、閑々耶々ニヲ誤レルカ。ソハ今世ノ俗言ニヘナラ_クトモ、フナラ_クトモイフコトナル。閑ト布トハ通フ音ニテ、同シコトナリ。コ、ハ海ノ上ヲ、浪ニユラレテ、行サマヲイヘルカ。カノ大船ノユラ_クトモ、ユタノタユタニトモイヘルト同ジサマ也。ナホオモフニ、舟トイフナモ、モトフナラ_クトユクユヘニモヤアラム。サテ霜黒葛ハ、序ニテカクツ、キタル意ハ霜ニアヘル黒葛ノジヨシテ、ヘナラ_クトシタルヨシカ。又黒葛ノ一種ナラバ其葛ノヘナラ_クトシタルモノナルユヘニカ。猶ヨク考フベシ。】

○毛々曾々呂々ハ寛々ソロソロなど云常言成べし。三河國の舟歌に舟ハ行々於々曾呂と謡に似たり。

*【解云、毛々曾々呂々にハ、俗言ニソロ_クトイフコトナルベシ。ソロ_クハ此モソロ_クノ毛ヲ省ケル言ナルベシ。サテ河舟之ハ、序ニテ海

ヲ行ク船ニクラブレバ、川ノ船ハシヅカニ行意ニテ、ツ、キタルベシ。

サテ上ノ閑那々ト、コレトハ引來ル海路ノ間ノサマナリ。】

*【解云、□々来々ハ、一本ニコヽモ此上ニコヽタト三字アルハ、衍ナリ。又一本ニ由々良々ト書ルモ誤ナリ。誤字ナルベシ。コレモ又甚心得カタキヲ、例ノ強テイハゞ來字ハ寄の誤ニテ、□寄ナリケム

ヲ、上ノ文ニナラヒテ□々寄タト誤リテ、重ネタルカ。サラテモ一字ヲ誤リテ重ネタル例、此文ノ内ニモアルナリ。サテ下ノ文_{ヨリ}マカヒテ、寄字_{ヨリ}來ニ誤リタルナリ。国寄トハ、カノ新羅之御埼ノ余レル地ヲ寄セ来ルヲ云ヘリ。】

○由々良々ハ諸本國々來々と出。今ハ東方呂の由々良々と出れたるに隨。万葉集に、大舟乃往良往良、天雲之往莫々々と同じく、舟の水にゆるゝさまなり。重字を省書ハ古書の格なり。

○白來ハ新羅と榜綱の白きとを兼て云。此所ハ殊に写し誤多し。白來多_ク豆乃打絶の辞三所に有て、こゝにハ自玄豆乃と出。次にハ自多久乃と出。又の次にハ白手波縫と出たり。校考て白來多_ク豆乃と定む。○打絶而とハ榜綱もて新羅の埼を引つゝ渡りて出雲國に引付たれば、引事の絶たるなり。此文によれば支豆支ハひきつきてふ詞をおもハる。

*【解云、縫□トハ、引ヨセ来テ、出雲□ヘ縫合セタル□也。】

*【解云、自玄豆乃、玄豆ハ地名ナリ。楯縫郡ニ許豆社、許豆島、許豆演ナド見エタリ。出雲与楯縫二郡之堺トアリ、乃ハ誤字ナルベシ。】

其字イマタカムカヘヌ。】

*【解云、打絶而_{アル}打字、一本折_ト。ハ、堺ヲナシテ限ルナリ。】

○八百尔支豆支ハ弥百土城築か。賀茂大人祝詞考にハ、杵築ハ支ネ都支といはれたり。○此而ハ下の文を起す詞。

* 【解云】、支豆支ノ御埼ハ分テハ今マ日ノ御崎ト云處ナレドモ、コハ楯縫郡ノ堺マデ地ヲ廣クイヘルナリ。サレバ杵築ノ東方マデ、ワタレル山ヲモ、御崎山トイヘリ。】

○堅立加志ハ舟をつなぐ杙を立事を云。堅ハ振の字の誤ならむか。万葉集に許具布祢乃可之布流保刀尔とよミ、今も遠江国引佐江乃海人ハ杙立事をカシフルと云。倭名云、杙、柯志。文德實錄仁壽三年六月、紀云、破舶ノ杙木ヲ造一船」とあれば、大木を用るなり。○佐比賣山ハ石見國阿濃郡に属て、出雲と石見の堺なり。堺をサヒメ^{イハ}と云ハ常言にて、二國のサヒメなるをもて名に負と、出雲臣俊信ハ云り。今俗三瓶山と訛云。

* 【解云】、加志ハ、和名抄舟具ニ、唐韻云、杙ハ所以繫舟、漢語抄云、加之トアルモノニテ、前漢書地理志ニハ、詳舸トカキテ、註ニ保船杙也トアリ。万葉ノ哥ニモ見エタリ。カクテコ、ニイヘル、縫合セタル口ヲ、又離レユカザラムタメニ繫ギカタメタマヘル。詳舸ナリ。】

* 【解云】、佐比賣山ハ飯石郡ニ見云。解云、持引綱ハ、カノ口ヲ率来マセル綱ナリ。】

○蘭長演ハ神門郡の文に、水海与大海之間有レ山、長升一里一百卅四步、廣三里。此者意美豆努ノ命之國引坐、時之綱矣と云。此演ハいなさの小演を傳ひ、神門の海辺を石見の堺近き所まで東西に引延たる沙山なり。

* 【解云】、蘭之長演ハ、神門郡ニ即水海与大海之間有レ山、長升一里云云。此者意美豆努ノ命之國引坐、時之綱矣と云。此則出雲与神門二郡ノ堺也ト見エ、又出雲郡ニ蘭ノ長サ三里云云。此則出雲与神門二郡ノ堺也ト

アルハ、蘭ノ下ニ長演二字脱タルニテ、カノ蘭松山ト同所ナルガ、山ハ神門郡ニ属キ、演ハ出雲郡ニ属ルモヤアラム。】

上件の文、新羅の埼ハ支豆支の御崎となり、立たる杙ハ佐比賣山となり、持引多ク綱は長演となりし古事の傳ハリたるを此記に記せしものなり。かゝる事はいざなぎの命・いざなミの命の命の島を生給ふより始りて、丹後風土記云、與謝ノ郡ノ海、有長大石前長二千二百升九丈、先ノ名、天橋立、後名ハ久志演。然云者、国生^{マジ}、大神伊邪那藝命^{アマテハ}、天^{アマツ}為^{スル}通行^{アマツ}而梯作立^{アマツ}。神御寝坐間^{アマツ}伏依^{アマツ}怪^{アマツ}久志備坐^{アマツ}。故云^{アマツ}久志備演^{アマツ}。天武紀云、是夕有^{アマツ}鳴聲^{アマツ}如^{アマツ}鼓、聞^{アマツ}于東方^{アマツ}有人曰、伊豆嶋^{アマツ}西北^{アマツ}面自然增^{アマツ}益三百餘丈^{アマツ}。更為一嶋。則如^{アマツ}鼓音一者、神造是島響也^{アマツ}。仙覺万葉集抄に、富士あし高のあかひ、此道を昔の旅人通りける時、重服觸穢のものも朝夕通りけるを、あしがらの明神いとはせ給ひて、今のうき島か原と云は、南海の中に浪にゆられて有けるを、打ち寄させ給ひてけり。古老の言を志るすと云。はじめはかゝる事成けむ。後ノ世にも奈良都の頃迄はよく云傳へしにや。式六月月次祭の辞に、遠^{アマツ}國者八十綱打掛底^{アマツ}引寄^{アマツ}如事といひ、万葉集に、たごの称によせつなはへてよすれども、なとも云り。今のように怪と思はるゝ事も、上代に何か怪の事あらむ。神代のことはかくそありける。

北門^{アマツ}、佐伎^{アマツ}、之國矣^{アマツ}。
一本参、國之餘有耶見者、國之餘有詔而童女胸
 鉏^{アマツ}、所^{アマツ}取而^{アマツ}、大魚之支^{アマツ}太衝^{アマツ}別而^{アマツ}波多須^{アマツ}々^{アマツ}支穗^{アマツ}振別而^{アマツ}、三身^{アマツ}舟^{アマツ}之綱打挂^{アマツ}与^{アマツ}、
 黒葛^{アマツ}闇^{アマツ}、
 一本間^{アマツ}、
 ツバキ^{アマツ}タ^{アマツ}、
 多久^{アマツ}、
 乃打^{アマツ}絕^{アマツ}而^{アマツ}狹田^{アマツ}之國是也^{アマツ}。

* 【自「多久」乃云云】

北門ハ前件ハ新羅をさする。出雲國の北には、新羅肅慎につづきて東北蝦夷まで國有るときけば、廣く北門とは云なるべし。筑前風土記に岫門^{久岐}、万

葉集四十思麻度シマト
仲哀紀（八年）に魚塩地を限りて
東門・西門と書きたる例も有。

仲哀紀(八年)に魚塩地を限りて
東門・西門と書きたる例も有。

○佐伎ハ埼也。又新羅の地名か。齋明紀六年云、百濟ノ軍士發レ憤拠ニ任射岐_{ミサキ}山ニ云○胸鉗ハ前に註。

○打掛与霜の与ハ与也。與の古字、字彙云、授也。訓、タマフ。霜ハ焉の誤。

下同。○白の下、來豆の字ハ上の文に依て補。○狹田國ハ秋鹿郡也。佐太社・
佐太川・佐田ノ海等有。○國ハ長谷國・吉野國てふに同。

亦北門良波
良波を認寫か。
クニノアマブリノミラセテ、
クニノアマブリノヨリエテ、
童女ノソナウチ。

日本語
日々
朝日
セムヒ
ヒキ
キタ
ヌヘル
国語

*百樹按、一古本ニ國々來々別時引縫國トアリ。

高見國八嶋根郡也。嶋根に椋見社有り。式に久良弥と出。今も新庄村久良美谷
ネノクニ

有り。夜見嶋相近き地なれば、もとは夜見ノ国にて、嶋根は根國か。この文の詞ハおのたの上の文に註す。初度に縫付給ふハ支豆支御琦となり、次に狹田之国、次に闇見の国、乗給ひし船の杙ハ山、引綱ハ長瀨となれり。三度引来て出

所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而三身之綱打挂而霜。トライテオボヨノキダツキワフ^{〔二〕}ハタススキホフリフケテ^{〔三〕}ツヨリノナツハウカケタマ^{〔四〕}。

夜見鳶。クルヤニルハナミシマ。ハタススキホフリフケテ^{〔三〕}ツヨリノナツハウカケタマ^{〔四〕}。

固前文因此而、堅立加志者。カクテタメシハユラユヲヒタキタリ^{〔又〕}クニハ^{〔一〕}ユラ^{〔二〕}ハ^{〔三〕}ササ^{〔四〕}。

有伯耆國火神岳是也。ヨクシキクニナニアシロヒカミ^{〔タカ〕}コレナナ。

* **【固堅】**
カタメ

身ハ舟の誤。而霜ハ与焉の誤。葛と綱下ノ者ハ例に依て補。各前に註ノ火神ハ

○高志ハ越なり。凡をいはゞ山陰・北陸二道の惣名なるべし。下に註。

○都々乃三崎ハ雄略紀
年云 丹波國餘社^{サザ}郡管川。風土記云、與謝郡日量里、
此里有筒川村と云り。今丹波國橋立の北なる、いなむらが崎をツ、川の
埼とも云とぞ聞つる。島子社の辺遥に北へ出て國の餘とも云へし。丹後ハ山
陰にて、越とはいひかたしといはむに、まづ道の名を付たるハ崇神天皇の頃に
て、國引給ひし神代より見ればいとく後の事なり。神代の趣をいはば、西の
國に都有りて、東の方ハひなの國なり。此國の真中に西東へ引延たる山有。山
の面背に国有。面より背に通ハむには、何處よりも引延たる山を越ゆけバ、今
の山陰・北陸道の国々を惣て高志とは云し成べし。又しかあらずとも丹後の筒
の地をこしといはむハ、譬へばいらこの崎の地ハ三河國に續きたれど、此崎伊
勢國に近ければ万葉集には伊勢國伊良虞と云。伯耆の地の夜見演・タコシマを
出雲に属、今も豊前^{ツヅケ}の地の速鞆^{ヒヤモト}を長門に属^{ツクル}か如し。
○三保ハ閻見國につゝく。名義は、美穂須々美命坐故なり。
○夜見島ハ鈔云、伯耆國弓演也と云り。ユミ、ヤミ、ヨミ、同音也。古事記月
讀命を紀に月弓、月夜見、とも出たり。死したる人の行處を余美ノ國と云。夜
見嶋あるをもてしらる。屍を棄る處を書紀に奥津^{オツ}棄戸と云も実は同じ事なり。
余美を黄泉とかき、又紀一書^{一ノ十}殯斂之處とも出たり。
○伯耆ハ^{記曰とて}稻田姫、八頭之蛇欲呑之。故遁入山中一時、母遲来姫云、
母來故号^{ハキ}母來國^{ハキ}と云り。^{てふ事か。是ハ己か國号解に委と計}
○火神岳ハ伯耆國會見郡也。三保と南北に相對ひ前文の佐比賣山ハ支豆支の崎
と日の横に相對て國の鎮とも云べき大山なり。さて支豆支の崎は國の西北にて、
新羅に向ひ、三保崎ハ東にさし出て高志の都々にむかふ。かくて國成て其引綱
ハ夜見島、其杙ハ火神岳となりし傳也。此岳ハ文德實錄齋衡三年八月、大山神
加正五位下^ハと見え、式にハ大神山神社と有。此記ハ古本も火神と有。
所謂意宇社者^{イヒヤウカミ}郡東北邊田中^ハ在是也。圓八步許^ハ其上有木以茂。

※百木對接、國ノ下ニ一古本者字アリ。

意惠、意宇共ニ於煩宇惠の畧言也。記に淤煩釣、又溺のおほも同言。宇恵ハ失^失意御^{意御}也。畧て惠と計も云。神武紀歌に、和礼波夜惠奴、推古紀に伊比尔惠弓云云。共に飢^{ウツ}の上畧なり。万葉集^{三ノ}に、飫宇海、升巻に出雲據奈杼麻呂之歌には、於保乃宇良ともよミたれど、大の意にハあらじ。宣長云、オエは勞^{ツカレ}て息^{イフ}時の聲なるべし。今の俗にア、エイと云も通と云へり。附云、記ノ神武段に、遠延而伏、紀に人物咸庠と云。是ハヲエのかなにて、オエとは意異也。

○塾ハ東万呂云、平地有堆者塾といへハ、コヤマと訓へしといはれし。よく叶へり。さて意宇社ハ慥には志られねど、意宇川辺の古ヘ黒田と云し。今も黒土の所に意宇六社中の社とて一社なり。こゝ成ベし。在^{コヤマ}塾^ト云處ハ此處と定めがたし。

母理郷^{モリノサト}。郡家東南卅九里一百九十步。^{凡今五町餘。}所造天下大神大穴持命、越八口^{クニラ}古國^{ムケタヒテ}平賜而還坐時、來坐長江山而詔、我造坐而命^{シラス}。國者皇御孫^{クニハスメミヤン}命平世所知依奉^{シラセトヨサンヒツリ}。但八雲立出雲國者、我靜坐國青垣山^{アガシツマリマスクアカキヤマタシタマヒチ}賜而守詔^{カレモドハイフ}。故云文理。^{神鑑三年改字母理。}

母理ハ出雲国大體首震と云に當る郷也。此記ハ九郡なるを、後に能義郡を置いて延喜式以後ハ十郡也。此郷倭名鈔能義十郷のうちなり。風土記鈔云、母理ハ草野・十年畠・日波・赤屋・大口良・横屋・峠内・三坂・市高江・井尻・福富・小竹・母里・市北・安田・南邊等之地也。

○郡家ハ政^{マツリゴトコロ}所。黒田に有り。以下舍人^ナ郷迄能義郡と成。

○大穴持命の穴ハ名の一言に用。大名を持給ふ称号也。穴を名^ナと云。例バ倭名に、信濃国埴科郡大穴を於保奈と訓。又飯石郡赤穴を阿加奈と呼。古事記云、大国主ノ神、亦名ハ大穴牟遲神、亦名ハ葦原ノ色許男神、亦名ハ八千矛神、亦名字^{イニ}郡志国玉ノ神、並有「五名」。同記に后須勢理毘賣の歌に、夜知富許能、

加微能美許登夜、阿賀淤富久迹奴斯^ニ云。須佐之男命ノ曰、為^ニ大國主ノ神^ニ。亦為^ニ宇都志国玉ノ神^ニ。万葉集云、於保奈牟智、姓氏錄云、大奈牟智ノ神、三寶云、大名持、文德寶云、大名母智と出たり。御祖ハ系圖に委く古事記を引て記^{日本紀「一升八丁」に大己貴、此云於保衣嗣}。

○所天下云云ハ、記云、大穴牟遲與少名毘古那^ニ柱ノ神、相並作^ニ此國^ニ云云。

○越八国^ヲとハ前に云如く山陰・北陸二道の國をいふなるべし。この國の數いとすくなし。山陰道の國こそ和銅六年に丹波・丹後と分きたるなり。外は分の事物に見えねど、北陸道ハ越一国にて有けむを、數々に分れて、弘仁十四年割^ニ越前國^ヲ置^ニ加賀國^ヲと三代格に見えたり。されどかならず八の数にはあらず。弥^{イヌク}國也。さて越國を平賜ひしに依て、高志國之沼河比賣をも^{ツマトヒ}婚^{ツマトヒ}し給ひ古志人も來りて出雲に住し故、神門郡に古志郷の名ハあり。

○長江山ハ母理ノ郷に有り。大神越より出雲へ還り給ふ道の次也。

○平世ハ止古与と訓へし。

○皇孫命に國を奉りし事ハ、記云、此葦原ノ中^ツ國者^{ミコトノマツ}隨^{シテマツリキ}命既^ニ獻^{タマツリキ}也^ニ云云。亦僕子等、百八十神者、即八重事代主ノ神、為神之御尾前而仕奉者、違神者非^ト有り。神賀詞にハ、大穴持命^乃申給^ク、皇御孫命^乃靜^リ坐^牟大倭國^ト申^トあり。依^{ヨサシ}ハ事を寄なり。祝詞の依^{ヨサシ}佐^{マツル}奉^ト同。

○我靜坐國ハ、記に大穴持神の出雲より倭國に上り給ハむとてよそひ立す時、其后すせり姫の命、酒杯をとうじて歌曰、やちほこのかみのみことと云云。如此歌即爲^ニ宇岐由比^{ウキユビ}而宇那賀氣埋^ム、至^レ今鎮坐也と有。此言の意は御^ヲ項^ヲ手打かけ寄そひ居給ひて、他國へ出まさず出雲國に鎮坐となり。

○青垣山ハ垣の如くなる青山をいふ。大神の本宮ハ宇賀の山本に有。記云、須佐之男命ノ曰、我之女須世理毘賣^ヲ為^{ムカヒシテ}二嫡妻^一而於^ニ宇辺能山之山本^一於^ニ底津石根^一宮柱布刀斯理^一、於^ニ高天原^一水橡多加斯理而居、是奴也^{ヤツコ}玉^{ヒキ}。

○玉珍置賜とは、書紀一書^{五丁}、大なもちの神の白將自此避去。即躬^{ミヨリ}披^{トキ}

瑞之八坂瓊而長隱者矣、と有に同じ。この玉ハ國をしらす君の縁給ふを、

預官社。又按、貞觀十三年十一月從五位上能美_{義乎誤}神授正五位下】

字乎誤

是をとき置ハ、國譲のしるしなり。書紀ノ本文にハ以平國時所杖之廣矛

アマンハタテヌヒオキ

授二神と有もおなじ國譲のみしるし物なり。直ハ置の誤。

置を直に誤。

○守賜ふ事ハ今の顯國を普く守給へバ、斎まつらぬ國はなし。中にも目に見え

らる。

○守賜ふ事ハ今の顯國を普く守給へバ、斎まつらぬ國はなし。中にも目に見え

たるは常陸國鹿島郡大洗の磯に石を寄給事ハいちじるし。飯石郡多祢郷にする

す。御子命の近守と貢置給ふ事、神賀詞をてらし見て守り給ふことをし

らる。

* 【神名式能義郡、天穗日命神社、仁壽元年九月從五位下、天安元年六月

楯縫。郡家東北【南北ハ海中】卅二里一百八十步。【凡九町】布都怒志命之天石楯縫直置

ダマヒキ。給之。故云楯縫。

楯縫*ハ今ノ能義郡口縫郷也。鈔云、清井・清瀬・野外・門生四村也。

* 【和名抄楯縫郷能義郡ニアリ。又口縫モ同郡ナリ。】

○布都怒志命ハ紀云、磐裂根裂神之子、磐筒男・磐筒女ノ所生之子、經都主神とあり。是神、武甕槌ノ神と一柱相並て國平に天降給事同紀に見え、古事記に

ハ伊都之尾羽張ノ神子建御雷之男神と有。布都は鉤を振り事、この神ハ秋鹿郡

大野郷と、出雲郡美談郷の傳にある和加布都努志能命とは別神なり。

○楯ハ軍器。天ハ貴て云。石ハ不變をもて称言。紀伊国有馬村の楯が埼を神武

紀に天ノ磐楯とも書たり。さてこの神楯を縫置給し故地の名に負。国廻り給ひし事は山國郷の傳にも見えたり。

安來郷。郡家東北【南北ハ海中】二十七里一百八十步。【凡今三町】神須佐乃烏命、天壁立

メクリアソノトキコニキマシテノリ王ハク、吾御心者安平成詔。故云安來。

安來*ハ鈔云、安來・市同・宮内・和田・黒嶋・嶋田、六村也。

* 【和名抄安來郷能義郡ニアリ。】

○須佐乃鳥命ハ、天照大御神、次に月讀命、次に建速須佐之男命と並び生ませり。猛きわさし給ふ時ハ、古事記に、速須佐之男とかき、此神のみもとへ大國主神のて給し時ハ大神と書きたり。名の上に神何と云ハ貴言也。日の神の御ため悪きわざやまずて取避追而降出雲國之肥上河上在鳥髮地_{カミナルトリミントコロ}後に居熊成峯而逐入於根國と紀一書に有。

○天壁立とは見放る天の四方にたれて遠きを云。祝詞式に、天能壁立極國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限とある壁立と同。さて此處に來坐て御心安く成給てふ御言を地名に負。

○也ハ詔の終辭にて、下文ハ猪麻呂が古事也。

即北海有邑賣埼一 鈔云 安来十神山魂有云比賣埼處上。
香川原所 御宇天皇御世 天下國家を惣知食称言をスベテミコトと云。世ハ齡にて、始終の
宮同所。御宇天皇御世 諸本語。古本語。臣猪麻呂 下文出山神部置君猪齋と云人あ。れど、姓異なれば別人なるべし。
七月十三日語 古本語。臣猪麻呂 之女子 這一〇本。遙件埼、
邂逅遇和尓、所賊大切※ 切ハ、ソトキチ、ソトキナムシケレバ、ソトキナムシケレバ、
欲不見出の誤か。マキイタサマクホリシテと訓。大發声 鈔本声、諸本着。
ヒルカラウンドテノサメトコロサ 鈔本歌、ルコトナシカヌルホドニ、
麻呂 諸麻 箭銃鋒撰便処居 即檻祈 振號天踊地、行吟居嘆、畫懶所作是之間、
ヒルカラウンドテノサメトコロサ 鈔本歌、ルコトナシカヌルホドニ、
呂 諸麻 箭銃鋒撰便処居 即檻祈 振號天踊地、行吟居嘆、畫懶所作是之間、
天地之 神名。並ニ當國靜坐、三百九十九社 目録云、壹百割五所不レ在神祇
祇千五百萬 神祇。然後興慶志、經歴數日。然ニテ、
官と 有とに合。及海 *等、和尓ハ海のものなる故。大神之和魂者而、荒魂者皆悉依
給猪麻呂之所 乙乞 *、良有神靈坐者、吾所 *傷○給、以此知神
タルラシムハイレバ、ソトキシマシアリテ、モアリノワニ 鈔本解、
靈之所神者、爾時有須臾而、和尓百餘靜 團統一和尓、徐率依來
從於居下、不進不退、猶圍繞耳。爾時舉鉾而、刃中矢 *、一和尓殺
捕。已訖然後百餘和尓解散、殺餘者女子之一脛屠出。仍和尓者
サキテクシカゲリニタタリキ 安来櫻人、諸臣等之父也。自尔時
以來、至一千今日、經六十歲。

※晉緒云、切、一本坂トカケリト云ヘリ。晉緒云、斂二岡上一ト訓へ
キカ。

*百樹按、辛苦トヨミカタマサルヘシ。

*篤、按若ノ下等ハ大神ノ下ニアリシカ混シタルニハアランカ。

*【是香按、イ本所傷、和名尔平給トアル。コレ甚^ハヨロシカルベシ。】

*【是香接、イ本、央ヲ矢ニ誤レリ。】

日賣埼を記す次に、猪まろが女子の和尓にそこなハれし事をいふ。小字に書べき文脉なり。○語氏ハ姓氏錄右京 神別云、天ノ語連、天日鷦命後。天武紀丁卅四云、語造賜レ姓曰連、なども見えたり。此記ハ天平五年に成就て、それより六十年以前ハ天武天皇白鳳四年の頃にていと遠からず。

○和魂・荒魂ハ譬ハ人ノ溫柔なるをにぎきといひ、嚴雄なるをあらきと云と同

じくて、生としいきたるもの皆和魂・荒魂ハ有を、事順フ時、溫柔に、事逆フ時
は嚴雄なる如し。神ハ奇く妙なる御徳ありて、人とは遙に異なり。其奇く妙な
る御魂助給へと天地の神になげき願ふなり。魂ハ神靈を云。助の字考補。
○和尓ハ倭名抄云、鰐仁。似レ鱉有「四足」、啄長三尺、甚利齒アリ。紀一書云、
一尋鰐、八尋大熊鰐など有。今も北海にハ殊に和尓多し。
○尋鰐、八尋大熊鰐など有。今も北海にハ殊に和尓多し。

山國鄉。郡家東南卅二里二百卅步。升町弱。布都努志命之國廻坐時、來坐此
處而詔、是土者不止欲見詔。故云山國也。即有正倉。

山國 *ハ鈔云、合吉田・柿谷・馬木一爲二郷ト。

*【和名抄山□郷、能義郡ニアリ。】

○布都努志命ハ楯縫郷に註。国廻し給ひし事ハ、紀一書云、以岐神為一郷
導一周流削平と有。この神を式の春日祭の詞に、香取坐伊波比主命と云り。
書紀二ノ卷。十二同出。

○正倉ハ正税を納る公の倉なり。倭名に倉廩、ともに久良と訓り。圭仁紀に、
五十瓊敷命曰、神倉雖高我能為二神倉一造レ梯、てふは神倉也。こゝは令ノ義
解曰、正倉者正税とあるこれなり。さてクラハ高倉・肆・瘞など有り。又
家を居倉といふハ長門の俗言にもあり。

飯梨郷。郡家東南卅二里。凡四里。大國魂命天降坐時、當此處而御膳食給。故云飯
成。改字飯製。

飯梨ハ鈔云、飯梨・利弘・實松・矢田・古川・新宮・富田・田原、八村也。附
て云、富田に古城有。平家土景清か築しとなり。曆応の頃塩治高貞此城に住た
明徳の頃佐々木治部少輔高範及塩治駿河守住て此国を領。近世尼子氏世々住た
るを、毛利元就に屠られ其後堀尾常刀すみて出雲・隱岐の二国を領す。其頃
忠氏と議りて、今の松江に移し造る頃は慶長十三年とぞ。

○大国魂ノ命ハ記云、大年神娶^{ミタマ}神活須毘神之女伊怒比賣^{ミタマ}生子大国御魂とある
此神なるべし。天降とは貴で云。○御膳ハみけと訓べし。食物を惣知てけと云。

賦役令義解云、土地之所生皆為毛と云り。其毛は炊て飯となれば飯成と負。

舍人郷。郡家正東升六里。 凡今三里
廿二町。志貴嶋宮御宇天皇御世
欽明、倉舍人君等之
字號也。人下即上

祖日宣。 鈔本
置
臣志毘大舍人供奉之。即是志毘之所居。故云舍人。即有正倉。

舍人郷 *ハ鈔云、吉岡・月坂・赤崎・澤村・野方・折坂、六村也。○志貴島ハ欽明紀云、遷都於倭國磯城郡磯城島仍號爲磯城島金刺宮と有り。崇神紀にも遷都於磯城是謂瑞離宮あれども、こゝは欽明天皇の御代をさす。

*【和名抄舍人郷、能義郡ニアリ。舍代ト誤写セリ。】

○大舍人ハ職員令に、左右ノ大舍人寮有て、頭ハ大舍人名帳。分番宿直、假使客儀事を掌る。大舍人八百人と見えたり。考課令に、恭慎無懈容禮云々

爲「舍人之最」と有。

○日置ハ神門郡置郷による氏也。姓氏錄に、應神天皇ノ皇子大山守王之後とあるとは異なり。

○志毘ハ名、この人大舍人の職に補して仕奉しなり。武烈紀の眞鳥大臣の男鮒シビてふ人とは別なり。

○正倉ハ正税を納る久良也。前に註。

大草郷。郡家南西ニ里一百升歩。 凡今十
二町。須佐
○乎命御子青幡佐久佐日古命坐。

大草 *ハ鈔云、日吉・岩坂・大庭・佐草、四村也。按にさくさひこの命坐故地の名に負。されば舊ハ佐草といひけむを、郷と成し時に大草と改しなるべし。この神に従五位下を授けられし事文實に有。

*【和名抄意宇郡大草郷。】

○青幡ハ冠辞。萬葉集に青幡之忍坂山、また青幡ノ木幡ともつゞけたるを思ふに、佐久佐の佐ハ發語にて青幡の如く靡く草とつゞけしなり。草は多き中に加やをさす。紀に草ノ祖草野姫と有るを記には鹿屋野姫と出たり。○須佐乃乎の

乃ハ訓付べからず故に乃字補。御子に佐久佐日古てふハ他の書にいまだ見及ばず。

山代郷。郡家西北三里一百升歩。 凡今十
七町。所造天下大神大穴持命御子山代日子命坐。

故云山代也。即有正倉。

山代 *ハ鈔云、竹屋・八幡・間潟・矢田・津田・乃木・阿牛・奴伎、八村也。神名樋山麓ナリ。○大穴持命ハ母理郷に註。山代日子ハ諸記に見及ばず。

*【和名抄意宇郡山代郷、今本、山伐ニ誤レリ。】

拜志郷。郡家正西升一里二百一十步。 凡今三
里餘。所造天下大神命將平越八口爲而
幸時此處樹林茂盛。尔時詔吾御心之波夜志詔。故云林。

有正倉。

拜志 *ハ、来待・湯町・布自奈・菅原等の處なり。来待川の所に註。

*【和名抄意宇拜志郷。】

○大神の下大穴持の三字を畧く。下文に畧たる例有。

○平を乎に誤。口を口に云ハ皆わろし。母理郷にも越八口と云。口ハ字彙曰、古ノ國ノ字皆作口と云り。○越ハ高志ノ国也。越を平給事も母理郷に註。

○八國ハ八數に限らず山陰・北陸一道の國をさす事も前に註。

○波夜志ハ林にてもえ有を云。清寧紀云、取舉棟梁者、比家君御心之林也。万葉集乞食者歌云、御筆ノ波夜志とも云り。拜志も波夜志と訓み、やといと通へば、倭名鈔に、讚岐國阿野郡林田を波以多と訓み、以を延ればヤシとなる。文實錄に、京の禪林寺を拜志寺とも云り。さて墓立ものハはえあればはやといふ。

完道郷。郡家正西卅七里。 凡今五
里五町。所造天下大神命之、追給猪像南山有

二
二
コトナ
イマニアリ
至今猶在。故云完道。

完 *ハ本字宍。今ハ古本の字形を写して改めず。下同。○鈔云、白石・完道。

佐々布、三村也。完道、駅家、頃「天平者」在「白石瀬」、今十八町以西在「于完道之廓」。

* 【和名抄意宇郡完道郷】

○六道ハ之之牟知と訓。しゝのしちの約りなり。此處ハ大神の狩し給ひし跡所を、シヽノミチと名に負。惣てかゝるゆゑよし有て名に負を、ゆゑよしなき地の名は傳への傳はらざるなり。記云、爾八十神怒_ヲ欲レ殺_テ大穴牟遲_ヲ神_ヲ、共_ニ議而至_ニ伯耆國之手間山本_ニ云。赤猪在_ニ此山_ニ。故和礼共追ト者、汝待取_ヲ、若不待取者必將殺汝_ヲ而以火燒似猪人石而轉落_ニ云。此記も猪狩の事ながら、手傳へは大国主と成り給ひて、遊獵し給し時の事と思_ハる。○猪訓井なれど、此傳は地名之と負。○石の度_ヲハ大尺なり。

餘戸里。郡家正東六里二百六十步。凡今卦
四町餘

依神龜四年編戸、鈔本神龜天平編戸
大二里。故云「餘戸也」。郡山如之也。

餘戸はアマリベ、ベハ戸也。戸令云、凡五十戸為_レ里。義解云、若満_ニ六十戸者割二十戸_ニ立_ニ一里_ニとあれば、餘戸ハ數へ餘_リの戸にて、五十戸にみたぬなり。或人云、目録の如く郷別_ニ里參と定て餘_リ一里有しを餘戸と云し成べし。

○鈔本神龜・天平編戸とあれば、戸令に依に籍六年_ニタビ造ル例にて、神龜四年の後ハ天平六年に當る。○大二里の大字は郷の艸出の誤か。也郡山如ハ、他郡且如之を誤。鈔云、此餘戸ハ伊東・揖屋、二村也_ト云り。

野城驛。郡家正東二十里八十步。凡今一里
廿九町餘。依_ニ野城大神坐_ニ野城_ニ。

野城、訓能義。延喜の頃ハ郡の名となれり。此駅辺に野城川流る。鈔云、有_ニ松井村于野城社_ニ、併_ニ松井・中津・中嶋・田頼_ヲ為_ニ此郷_ニ也。往古言レ有_ニ十六丈_ヲ野城橋_ニ今無_レ之。

○野城大神ハ他書ニ見及ハズ。按に穗日命此地を敷ましけむ。故能義郡の式社は穗日命也。附て云、神門郡阿衣社を、俗人ハ大穂日子_ノ神_ヲ云ハ播磨風土記に出雲國阿苦大神とある同神なるべし。オホの約リ阿なれば、共に穗日命の御

事と思_ハるゝなり。

黒田驛。郡家同處。此記を錄せし時ハ駅と郡家同處に在るを先へにいふ。郡家西北二里有_ニ黒田村_ニ。土體色黒。故云ニ

黒田_ニ。黒田村_ニ所由を云。舊此處有是驛、即號曰「黒田驛」今屬郡家東_ノ諸本今属郡、鈔本今郡家属東と有を用。同宮本属郡家東と有を用。

今猶追_ニ舊_{モト}黒田_ノ號_ヲ耳。

天平以前ハ郡家より西北二里に駅有りしを、今郡家の東に移し属ても舊の号を追て黒田の處ハ、神名備山の東南、意宇川の北なり。今ハ黒田村てふハあらねど阿多加夜より十町餘西北の田づち加黒き土のみにて黒田といはむに違_ハなし。近世迄此處に意宇町とて小き肆有りしが、寛永十三年松江に城を築しより移りなどして、住人絶えたりとなむ里人の云ひける。

○鈔云、舊郡家_{スナハチ}乃竹屋村田疇大神森木之邊也。今ハ郡家属東者、乃今の阿多加夜之市廓也。○按に郡家駅家同處なれど地をさして呼時は黒田駅意宇_ノ郡家と云ふなり。惣て郡の名を負たる郷に郡家は有るなり。しかあらぬ郷に郡家有ハ後に名の改りしなるべし。

完道驛。郡家正西卅〇里。如説名

駅程卅八里。

出雲神戸。郡家南西二里卅步。凡今十
町餘

イザナギノマナコニマス

伊弉奈枳乃麻奈子坐、熊野加武呂乃命与

与ハ與の神書。記
中ト云所に用。

五百津鉏々猶取々而所造天下大穴持命、ニ所大神等依奉。故云神戸。他郡等神

戸。戸且如之。

五百津鉏々猶所取々而の十字ハ、此所の文にあらず。且上下の文みだれたるか。一本鉏々神所作而と有ハ、五百鉏を強て神号にしたるなり。一本鉏以下持以上

十四字なし。

○出雲神戸_ニハ鈔云、相_ニ當大草郷中_ノ神明社_ニ也。天平以後合_ニ徒神戸_ヲ大庭之社_ニと云_リ。出雲神戸と云よしハしられず、文字闕たるか。されど熊野命と大穴持命の神戸なる事ハ文面にしてしらる。○依奉ハ熊野命と大穴持_ニ神_ニ此神戸を依奉也。崇神天皇の御代の事なるべし。

* 【和名抄意宇郡神戸郷】按ニ出雲二字脱カ。又モトヨリシカルニヤ。】

○麻奈子ハ称言。万葉集に、父母尔我波麻奈兒曾。式の鎮火祭の詞に、麻奈弟子ともあり。○加武呂乃命ハ式の神賀詞に、伊邪那伎乃日真名子、加夫呂伎熊野大神と有り。須佐之男命の御事成べし。加武呂は賀茂大人云。神漏伎なり。仁明天皇紀哥に少彦名ノ命ヲ崇みて加夫呂伎と曰しも有。神呂君てふを畧く。

○他郡等神戸且如之とハ、秋鹿・楯縫・出雲等の神戸も一神に奉事皆同となり。神門郡の神戸も出雲ノ神戸ならむを字闕たり。

○他郡等神戸且如之とハ、秋鹿・楯縫・出雲等の神戸も一神に奉事皆同となり。依奉ハ寄附にて神田奉といふ。

○他郡等神戸且如之とハ、秋鹿・楯縫・出雲等の神戸も一神に奉事皆同となり。神門郡の神戸も出雲ノ神戸ならむを字闕たり。

賀茂神戸。郡家東南卅四里。凡今四里。

所造天下大神命之御子、阿遲須枳高日子。アチスキタカヒコ

○ミコト
〔孫一本〕命、坐葛城賀茂社。此神之神戸。故云鴨。

〔神龜三年
改字賀茂。〕

即有正倉。

賀茂神戸ハ倭名鈔同。鈔云、有安來宮内村ニ賀茂神之祠也。今入能義郡。

○阿遲須枳ハ古事記に、阿遲磯城と出。磯と須と通用。あちハ味也。美を字麻志といふに同しき称言。美城高とかゝる冠辞也。神門郡高岸ハ此神幼くましける時、昼夜哭坐仍其處ニ高屋ヲ造而坐之。即建高椅而登降養奉とあり。

高彦の高ハ高屋の高を負ますなり。後に出雲郡の阿受枳と云地の名に負事、高岸郷に註。

○葛城賀茂ハ神賀詞に、阿遲須伎高彦根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備坐云云。皇御孫能近守神登貢置とあり。大和國葛城山の麓の高鴨社を云。

イムノ
忌部神戸。郡家正西廿一里二百六十步。凡今三里
町餘。國造神吉詞奏參向朝廷時、

御沐之忌里。故云忌部。

* 【是香按、イ本里ノ字ハナクテ玉ノ字アリ。】

○神吉詞ハ神賀吉詞と有てカムホギノヨゴトと訓べきを、賀ノ字なればヨゴトとのみ訓。仁多郡三津郷にも神吉詞と書たれば賀字詞たるにはあらし。續日本紀・延喜式・類聚國史等にハ各神賀と書たり。

○神吉詞ハ神賀吉詞と有てカムホギノヨゴトと訓べきを、賀ノ字なればヨゴトとのみ訓。仁多郡三津郷にも神吉詞と書たれば賀字詞たるにはあらし。續日本紀・延喜式・類聚國史等にハ各神賀と書たり。

○忌部 *ハ今之忌部村也。拜志郷に鄰る。忌部の祖ハ布刀玉命この神のみすゑ。神事に侍時ハ中臣氏と同じく仕奉て忌清まハりする故、忌部と云。此處は其氏にはあらず。國造の忌里による。

○國造ハ久仁都久利の約りか。久仁乃美屋都古と訓を、今人クニッコと訓なり。

出雲国造ハ穗日命之後なること諸記に明らかなり。神賀を奏給ふ事ハ、續日本紀元正天皇靈龜二年二月に、出雲臣果安斎竟テ奏神賀事ヲを始て見ゆ。

○上文は御湯の忌里を記下文ハ出湯の靈驗を謂。

即川邊出湯所〔一本
〔已下四季本同〕
沼洲〕在兼海陸。仍男女老少、或道路駱驛、或海中沚洲

浴〔一本
〔已下四季本同〕
沼洲〕則萬病悉除。自古至今無不レ得レ驗。故俗人曰神湯也。

駱玉篇云、主車駕、續紛聚盛也。○浴諸本泳に書。鈔本に依て改。湯ハ今も涌出。其所を玉作湯町と云。文意明白。

註

(1) 大日方克己「岸崎佐久次と『出雲風土記抄』」(『社会文化論集 島根大学法文学部紀要』六、二〇一〇年)、「翻刻桑原家本『出雲風土記抄』」(『山陰研究』七・別冊、二〇一五年)、「『出雲風土記抄』の成立と諸本」(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵影印『出雲風土記抄(雲州風土記)』)所収、二〇二一年)。

(2) 出雲の石神信仰を伝承する会編『出雲風土記解』写本 橫山家藏 甲本 翻刻本文編(上・中・下) (二〇一六年)。

(3) 本写本は一般的には田中氏本(加藤義成「島根県下に伝存する『出雲國風土記』の写本について」古代文化叢書1『出雲國風土記論究』(一九九五年))と呼称されている。文献解題などの詳細は、吉松大志・野々村安浩「資料調査 出雲國風土記写本の調査(十七)」(『古代文化研究』二十九、二〇二二年)にて既に公開されている。